

不当な勧誘や契約から
あなたを守る

消費者契約法 第3次改正に向けて 「後編」検討会報告書 学習会

消費者庁「消費者契約に関する検討会（以下、検討会）」は、2019年12月24日から開催され、いわゆるつけ込み型勧誘に関する取消権等の規律の在り方や、平均的な損害の額の立証負担の軽減、契約条項の不当条項（サルベージ条項や消費者の権利を放棄するものとみなす条項）、定型約款の情報提供の在り方などについて論議が行われ、9月7日の検討会で報告書がまとめられました。

高齢化の進展やオンライン取引の拡大など、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者は誰もが脆弱性を持ちます。消費者が事業者との取引において、より健全で安心して生活していくためのセーフティネットを整備するという視点が欠かせない、として報告書がまとめられました。

検討会報告書を踏まえ、2022年度の通常国会にて、より消費者保護に資する改正が行われることが期待されています。

今回の「後編」検討会報告書学習会では、検討会報告書の内容や今後の課題について学習します。是非、ご参加をお待ちしております。

【日時】 10月6日（水）14時00分～16時00分

〔Zoomを活用したオンライン学習会〕

【内容と講師】 「検討会報告書の概要と今後」

黒木 理恵さん（消費者庁 消費者制度課 課長）

「報告書の評価と法改正に向けた課題」

鈴木 敦士さん（弁護士）

【定員】 100人

※事前申し込みが必要です。定員になり次第締め切ります。

【最終締め切り】 10月4日（月）

参加費
無料です

【申し込み】

① Google フォーム <https://forms.gle/wjSh259jHNELNhCW6>

② 事務局 yukiko.ooide@shodanren.gr.jp（大出）

参加ご希望の方は、上記①または②で「団体名、お名前、メールアドレス、電話番号」を記入の上、必ず事前にお申込みください。

※資料および Zoom 会議の詳細は、学習会前までに申し込みの方にご連絡いたします。

〔参加用 URL〕は登録された方限りとさせていただきます、他の方への転送はできません。

いただいた個人情報はこの学習会のみ利用させていただきます。

